

秋田市農山村地域再生可能エネルギー共生協議会設置要綱

（令和 8 年 8 月 21 日）
市 長 決 裁

（名称）

第 1 条 この協議会は、秋田市農山村地域再生可能エネルギー共生協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。次条第 1 号において「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成およびその実施に関し必要な事項について協議を行うため設置する。

（協議）

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- （1）法第 5 条第 2 項および第 3 項に規定する基本計画の記載事項の内容
- （2）再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備および当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の構成員の役割分担
- （3）再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 13 条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
- （4）再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担およびその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去および原状回復に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成および変更並びに基本計画の実施に関すること

（協議会の構成員）

第 4 条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

（役員の定数および選任）

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1 名

(2) 副会長 1名

2 前項の役員は、第4条の構成員の中から選任する。

3 会長、副会長は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(役員任期)

第7条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第8条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(会議招集)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、構成員の2分の1以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所および日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

(会議運営)

第10条 会議は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 構成員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。

3 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。

4 協議会は、構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

第11条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時および開催場所

(2) 構成員の現在数、当該会議に出席した構成員数および当該会議に出席した構成員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要およびその結果

- 3 議事録は、第13条の事務局に備え付けておかなければならない。
- 4 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第12条 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、産業振興部新エネルギー産業推進室に置く。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月21日から施行する。

(別表) 協議会の構成員(第4条関係)

秋田県立大学

国立大学法人秋田大学

秋田中央森林組合

秋田なまはげ農業協同組合

秋田商工会議所

秋田県産業技術センター

秋田市農業委員会

ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社

秋田県

秋田市